

盛土等の安全を守るために ～さいたま市からの維持管理のお願い～

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。

※ **盛土等が行われた土地所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）には、常に安全な状態を維持する責務があります。**

盛土等の維持管理

- ・土地所有者等は、過去の盛土も含め安全に維持する必要があります。
- ・土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- ・盛土等による災害防止のため、自らの土地を安全に維持管理することが重要です。



【「盛土規制法パンフレット（一般用）」（国土交通省）<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001603829.pdf>を加工して作成】

市民の皆様へのお願い

- ・盛土等の維持管理は、土地所有者等が行い、専門的事項については、適宜専門家へ相談してください。
- ・日常的に点検や清掃等を実施し、必要に応じて盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとってください。
- ・点検は、目視により、盛土や擁壁の変状や湧水等の発現、経時変化や進行性の有無等を、適切な頻度で確認してください。
- ・清掃は、施設の機能維持を目的に、排水溝の枯葉除去等を行ってください。
- ・さいたま市では既存の盛土の安全性に関する調査を定期的に実施するため、土地所有者等の皆様には立入調査等へのご理解、ご協力ををお願いいたします。

※ **維持管理の具体的な内容については、裏面を参照してください。**

対策工事を行う場合のお問い合わせ先

【北部都市計画指導課】

☎ 048-646-3184 (西区・北区・大宮区・見沼区)

☎ 048-646-3185 (岩槻区)

【南部都市計画指導課】

☎ 048-840-6184 (中央区、桜区、浦和区、南区、緑区)



【国交省HP】
わが家の宅地安全
マニュアル



【国交省HP】
宅地擁壁の
健全度判定・
予防保全
対策マニュアル



【市HP】
盛土規制法について

土地所有者向け盛土等の維持管理・実施頻度一覧

目的	対象箇所	日常的な維持管理の内容	実施頻度	点検実施のタイミング	
				大地震後	豪雨前後
災害発生の兆候の把握	盛土上面、盛土（切土）のり面、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・のり面地山からの湧水 	年2回程度	○	○
	排水施設（地表水、地下水）	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか 			○
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※1 			○ ※2
災害防止措置の機能維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施※1 	年2回程度	○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修 		○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご枠工）、かご工（ふとんかご工）	<ul style="list-style-type: none"> ・大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認※3 ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討 		○	○
	植生工	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施 		○	○
	排水施設（地表水、地下水）	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 ・地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施※1 			○

※1 実施方法等は専門家に相談が必要

※2 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい

※3 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない



こちらの表に関する図解・管理方法の詳細などについては左記の二次元コードから国土交通省の「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」の4-3ページ以降を参照してください。